

令和 8 年 3 月 27 日

被保険者各位

ヤマサ健康保険組合

照会ご協力のお願い

ヤマサ健康保険組合では、皆様からいただいた保険料を有効に使用するため健康づくり事業や医療費低減施策をしていますが、年々医療費は増加傾向にあります。

これまでも「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院）で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただいておりましたが、柔道整復師からの請求内容が適正であるかの確認を更に向上させるため、R8年度より、点検機関（ガリバー・インターナショナル 株式会社 所在地：大阪市北区）に業務委託をすることになりました。

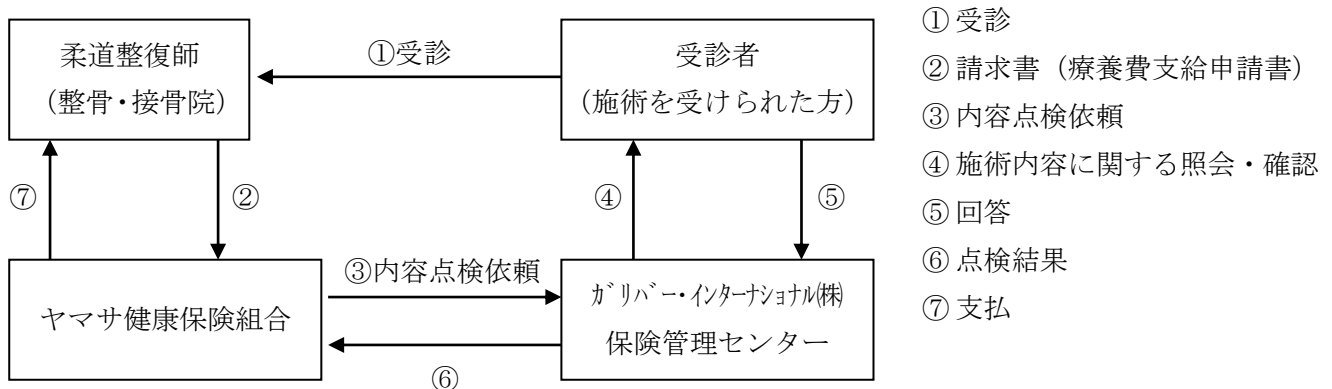
点検機関より皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について」を送付させていただくことがあります。封書が送られてきましたら、回答をご記入のうえ期限までに必ず「保険管理センター」宛にご返送下さい。この照会は、受診した数ヶ月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

なお、平成17年4月施行の個人情報保護法に基づき、ご回答いただきました内容につきましては、委託先との間で「柔道整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約を交わしていることを申し添えます。

今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願いいたします。

【保険管理センターの位置付け】

【照会文書発送から回答までの流れ】



※ ご不明な点は下記までお問合せ下さい。

ヤマサ健康保険組合

Tel 0479-22-9811 （内線 244・254）